

令和8年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における森林の面的な変動等の把握に関する業務に係る仕様書

1. 件名

令和8年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における森林の面的な変動等の把握に関する業務

2. 業務の目的

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産地域（以下、「遺産地域」という。）の価値は、温暖湿潤な気候が育む亜熱帯照葉樹林に生息する固有種・絶滅危惧種の生息・生育地であり、これを将来にわたって保全していくためには、森林の健全性を担保することが必要不可欠である。森林の保全状況に悪影響を与える要因は大小様々であるが、大規模な要因として、地球温暖化による植生変化の進行や、近年大型化している台風による風倒木の増加や土砂崩れ、その他自然災害等が挙げられる。

こうした要因に晒された結果生じる遺産地域の森林の状況の変化や予兆を早期に把握するため、環境省、林野庁及び関係地方公共団体が策定した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地モニタリング計画」（以下「モニタリング計画」という。）の指標として、指標12「森林全体の面的な変動」及び指標14「気候変動の影響を受けやすい環境の変動」を定めている。

本業務では、遺産地域における森林の面的な変動を把握するための衛星画像を活用したモニタリングの実施と、景観の変化と温湿度の変動を把握するための関連データのとりまとめを行う。

3. 業務の内容

(1) 打ち合わせ及び業務計画書の作成

環境省沖縄奄美自然環境事務所（以下、「事務所」という。）の担当官（以下、「環境省担当官」という。）と打ち合わせを3回実施する（業務開始時、中間時、業務完了時の1回当たり2時間程度を想定）。打ち合わせはウェブ会議を想定する。

また、業務開始時の打合せまでに作業工程、実施体制等を示した業務計画書案を作成し、環境省担当官の承諾を得ること。

(2) 森林全体の面的な変動に係るモニタリングの実施

①衛星画像の収集

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島に設定されている合計4つの遺産地域及び緩衝地帯合計67,165 haを含む範囲（約1,590km²程度；別紙を参照）について、令和8年における衛星画像を収集する。

収集の対象とする衛星画像は、以下の条件で請負者が選定の上購入することとし、収集の際にかかる費用は請負者が負担する。詳細については環境省担当官と協議の上決定する。

- ・空間解像度が 10m 以下
- ・過年度業務を参考とし、データ比較に用いるものとして精度に大きな差異がないもの
- ・高頻度の撮影周期を有する衛星
- ・台風による風倒木被害や土砂崩れ等を把握する観点から、原則としてその年の台風シーズン直後に撮影された、可能な限り雲の少ないもの

なお請負者は、衛星画像の購入にあたり、本業務の履行期限後においても環境省が当該衛星画像データを継続して使用できるよう、データの利用権限が環境省に帰属し、かつ継続利用可能となる条件でのライセンス契約を、環境省を契約者としてデータ提供事業者との間で締結すること。なお、請負者はライセンス契約の締結前に契約内容を環境省担当官に報告し、確認を得た上で手続きを進めるものとする。

②保全状況の変化に関する解析

遺産地域・緩衝地帯を対象として、(2)①において収集した衛星画像及び事務所が過年度業務で収集した令和 6 年の衛星画像を用い、令和 6 年と令和 8 年の森林の変化状況を把握する。解析に当たっては、森林における林冠ギャップや土砂崩れ（規模・強度の大きな自然撓乱）の発生状況について、画像解析等により定量的な評価を実施する。解析方法については過年度業務での手法を基とし、事前に担当官の承諾を得ること。また、実施に当たっては、成果物について以下の具体的な使用目的があることを踏まえること。

- ・環境省担当官は、各遺産地域・緩衝地帯について、数年前と比較して森林構造の変化の大きかった場所と小さかった場所を俯瞰的に把握し、変化の大きかった地点については現地確認を実施する。
- ・環境省担当官は、土砂崩れによる大規模なギャップ形成が発生した場所や、大型台風による大規模風倒木被害地の場所等、大規模な破壊的被害が発生した場所を全て把握し、必要に応じて現地確認を実施する。

なお、衛星画像を用いた森林の面的変化を評価する際、不明箇所が発生した場合は、環境省担当官や地域関係者及び有識者等へ不明箇所についてヒアリングを行うこと（謝金無し）。手法は対面・電話・メールいずれの方法でも可とする。

とりまとめ結果については、会議等で概要を説明することを想定し、調査・解析結果の概要を 2 頁程度に収めた資料を作成する。

なお、解析に供するために(2)①において収集した衛星画像の電子データは、環境省オンラインストレージ等を用いて環境省担当官に提出すること。ただし、ライセンス契約の内容によっては取得画像の削除が求められる場合があることから、請負者はライセンス条件を確認し、削除が必要な場合は、本業務の履行期限までに速やかに対応し、環境省担当官の承諾を得ること。

(3) 主要生息環境等の質的変動に係るモニタリングデータの取りまとめ

「令和 7 年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における主要生息地等におけるモニタリング業務」において実施したモニタリング手法に基づき、環境省担当官が収集する令和 8 年度の温湿度データの提供を受け、当該データの整理及びグラフ等の作成を行う。なお、作

表の方法及び様式については、担当官と協議の上、決定すること。

また、取りまとめ結果については、会議等における説明に活用することを想定し、調査・解析結果の概要を整理した資料として作成すること。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(3)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和9年3月19日(金) まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 5部(A4判 50頁程度)

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚(セット)

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

(2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指

示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和6年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における生息・生育環境の保全状況把握のためのモニタリング等業務」及び「令和7年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における主要生息地等におけるモニタリング業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和6年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における生息・生育環境の保全状況把握のためのモニタリング等業務」及び「令和7年度奄美・沖縄世界自然遺産地域における主要生息地等におけるモニタリング業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所野生生物課（TEL:098-836-6400）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の実施等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章：Microsoft 社 Word
- ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel
- ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 PowerPoint
- ・画像：PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式又は MPEG4 形式

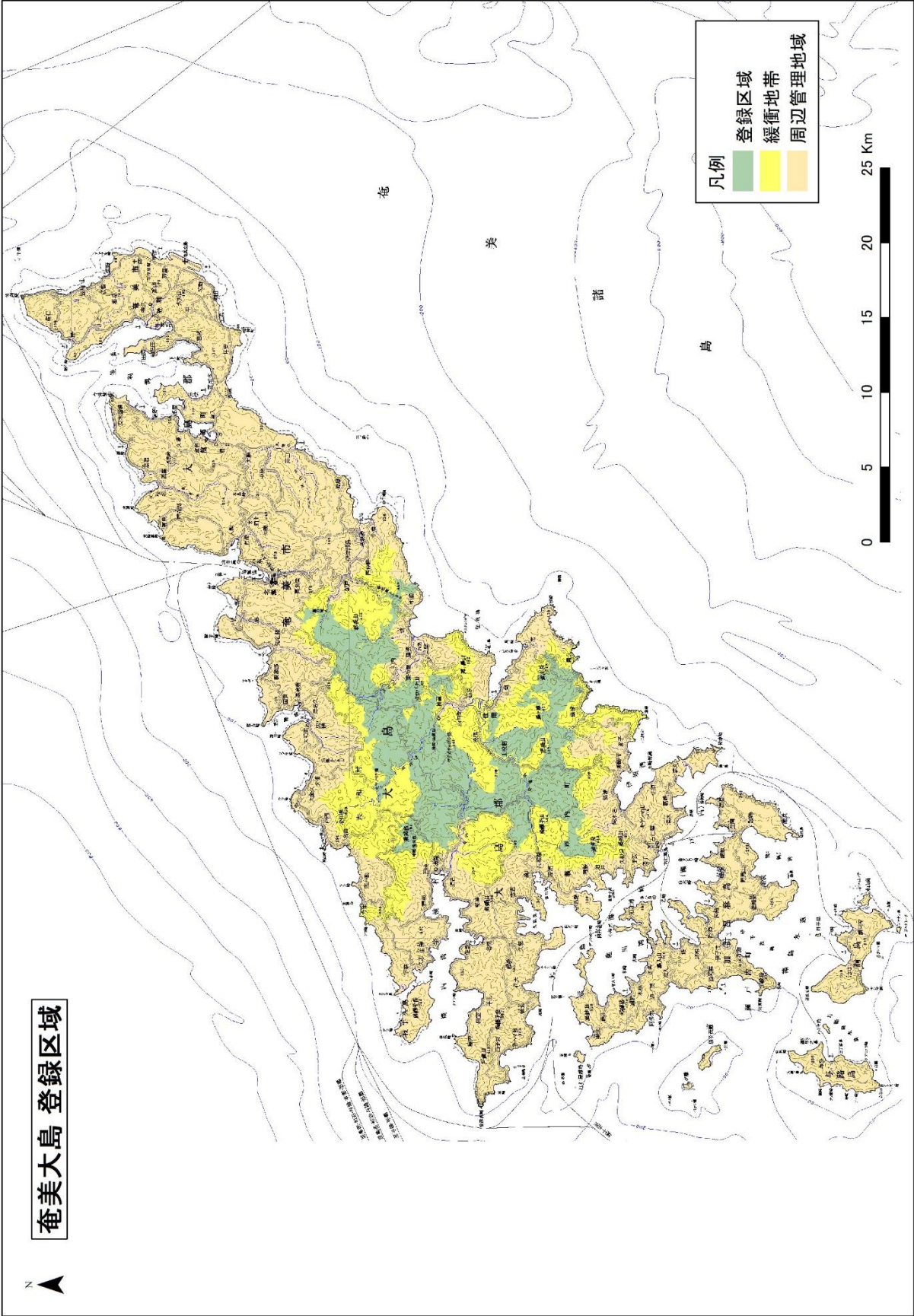
(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



沖縄島北部登録区域

凡例

- 登録区域
- 緩衝地帯
- 周辺管理地域

